

奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本国土開発未来研究財団(以下「本財団」という。)の定款第4条第1項第4号に基づき、学生及び生徒に対する学資金の給与事業の細則について定め、本給与事業を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程では、学資金の支給を受ける学生及び生徒を奨学生といい、給付する学資金を奨学金という。

(奨学生の資格)

第3条 本財団の奨学生となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 国内の高等学校、高等専門学校、もしくは大学に在籍している者。
 - (2) 理学、工学、農学の分野で修学している者。
 - (3) 人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難であると認められる者。
- 2 前項の奨学生には、科目等履修生、研究生、外国人留学生は含まない。

(奨学金の給与期間及び金額)

第4条 奨学金を給与する期間は正規の最短修業年限とする。

- 2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次の通りとする。
- (1) 高等学校生 月額 20,000円
 - (2) 高等専門学校生 月額 25,000円
 - (3) 大学生 月額 30,000円
- 3 奨学金は、原則として返済の義務を負わない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生募集要項)

第5条 奨学生募集にあたっては、事前に奨学生募集要項を作成し、本財団の理事会にて決議しなければならない。

2 奨学生募集要項には、次の各号に規定する内容を記載しなければならない。

- (1) 応募資格
- (2) 募集人員、給付額、給付期間
- (3) 応募方法
- (4) 提出書類
- (5) 募集期間
- (6) 選考方法と結果通知
- (7) 奨学金給付方法

(8) 奨学生の義務及び資格喪失

(奨学生願書及び推薦書の提出)

第6条 奨学金を希望する者(以下「申請人」という。)は、以下の書類を本財団宛に提出するものとする。

- (1) 奨学金給付申請書(1/2) (本財団所定様式)
- (2) 奨学金給付申請書(2/2) (本財団所定様式、推薦書兼用)
- (3) 誓約書
- (4) 在学証明書(原本)
- (5) 前年度成績証明書(中学又は高校卒業時の成績証明書)(原本)
- (6) 前年度の所得・課税証明書(奨学金志願者と生計を一にする就学者を除く家族全員分)(原本)
- (7) 奨学金志願者と生計を一にする家族全員分の住民票の写し(原本)(発行日から6ヶ月以内、本籍・続柄記載あり、マイナンバー記載なし)
- (8) その他本財団が必要と認める書類

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は本財団事務局による書類審査の後、本財団の理事会の決議にて決定する。

2 前項の規定により奨学生を決定した時は、速やかにその旨を申請人に通知する。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は一定日に3ヶ月分をまとめて交付するものとし、特別の事情がある時は、3ヶ月以上の分を併せて交付することもできる。

(奨学金の額及び給付人数)

第9条 奨学金の給付額は原則として、一人当たり年間40万円以内とする。

2 奨学金の年間資金総額は2,000万円以内とする。

3 給付人数は、年間80名以内とする。

(奨学金受領書の提出)

第10条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を本財団宛に提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第11条 奨学生は毎年度末の学業成績表、在学表明書及び生活状況報告書を所定の期日までに本財団宛に提出しなければならない。

(異動届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 進級できなかったとき
- (2) 休学又は復学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 退学したとき
- (5) 本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第13条 奨学生が休学又は長期に亘って欠席した時は、奨学金の交付を休止する。

2 前条に記載した奨学生としての届出義務を怠った時は、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第14条 前条の規程により奨学金の交付を休止或いは停止を受けた者が、その事由が止み、在学学校長を経て願い出た場合、奨学金の交付を復活する場合がある。

(奨学生の資格喪失)

第15条 次の各号の一つに該当した場合は、当財団の奨学生としての資格を失う。

- (1) 進級できなかったとき
- (2) 休学したとき（傷病による場合を除く）
- (3) 停学となったとき
- (4) 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- (5) 学籍を失ったとき
- (6) 奨学生より給付辞退の申し出があったとき
- (7) 刑罰法令に違反して起訴されたとき
- (8) 反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (9) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

第1条 この規程は、2019年10月1日から施行する。

第2条 2021年2月1日改訂